

岐阜県地域公共交通計画の概要

都市公園整備局公共交通課

1. 計画の目的等

P 2、P 3

(1) 目的：

本県の地域公共交通の維持・確保、活性化に向け、地域公共交通の現状と課題を整理し、基本方針、計画目標、施策、関係者の役割分担を定めるもの

○策定根拠：地域公共交通活性化再生法第5条

※令和2年11月の一部法改正により、全ての地方公共団体において
計画策定が努力義務化

※令和7年度以降、計画策定が広域バス路線維持に係る国庫補助の要件

(2) 計画期間：令和4年度～令和9年度（6年間）

※国勢調査の統計データを活用するため、調査周期を勘案し、
初回のみ6年間。次回以降は5年間

(3) 計画区域：岐阜県全域

2. 基本方針等

P 82、P 84

(1) 基本方針

地域公共交通の維持・活性化による「誰もが暮らしやすい地域」の実現

(2) 地域公共交通を支える関係者の役割

行政	国	財政的支援、人材育成・助言、法制度等の見直し、関係者と連携した利用促進 等
	県	財政的支援、人材育成・助言、関係者間の調整、県民等への利用促進 等
	市町村	交通計画の策定・実施、市民等の利用促進、交通事業者支援 等
交通事業者	(自主運行バス等)	交通サービス提供、安全確保・利便性向上、経営効率化 等
	鉄道、路線バス、タクシー	交通サービス提供、安全確保・利便性向上、経営効率化、関係者との協議 等
沿線施設	学校、病院、商業施設、観光施設等	施設利用者等への利用促進、待合環境の整備 等
県民・来訪者		積極的な利用、公共交通の重要性の理解 等
県協議会		交通計画の作成・実施に関する協議、情報共有 等

○目標 1：地域をつなぐ「広域交通」の維持・確保

P 8 6～

目 標	施 策
(1) JR東海・名鉄の利用促進	①利便性の向上等
(2) 地方鉄道の維持・確保	①運行・経営安定化 ②安全確保 ③災害対応
(3) 広域バスの維持・確保	①運行 ②新設・再編・効率化 ③廃止対応
(4) 運転手等の人材確保	①運転手等の育成・確保
(5) 交通結節点における乗継円滑化	①乗継環境の改善 ②リニア駅からの円滑な乗継・移動の検討

○目標 2：暮らしを支える「地域内交通」の維持・確保

P 1 0 4～

目 標	施 策
(1) 市町村地域公共交通計画の策定	①地域公共交通計画策定 ②輸送資源の総動員による移動手段の確保
(2) 自主運行バス等の維持・確保	①運行、担い手の育成・確保

○目標 3：地域公共交通の「活性化」(効率化、利便性向上、利用促進等)

P 1 0 6～

目 標	施 策
(1) 新モビリティサービス等を活用したDXの促進	①自動運転 ②A I オンデマンド交通 ③G T F S ^{*1} 、 バスロケーションシステム、 キャッシュレス決済 ④M a a S ^{*2} ⑤事業者業務のDX化
(2) バリアフリー化の促進	①鉄道 ②バス ③タクシー
(3) 新型コロナウイルス感染症対策の推進	①感染症対策
(4) 県民等への利用促進啓発	①利用促進啓発

※1…G T F S (General Transit Feed Specification)
経路検索や地図サービスなどへ公共交通の情報共有を行うための標準フォーマット

※2…M a a S (Mobility as a Service)
スマートフォンアプリ等を活用し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うことを可能にするサービス

- ・年に2回、岐阜県地域公共交通協議会を開催し、施策の実施状況及び数値目標の達成状況を分析・評価
- ・必要に応じて、地域公共交通計画を変更

<岐阜県地域公共交通協議会について>

設置根拠	地域公共交通活性化再生法第6条
目的	関係者が地域公共交通全体のあり方について協議を行い、県民が利用しやすく効率的な公共交通ネットワークの形成を図る。
協議事項	①岐阜県地域公共交通計画の作成・実施 ②国に補助申請を行う路線、事業の選定 ③その他地域公共交通の確保に関し必要な事項
構成	○会長：都市公園整備局長 ○委員（70団体）： 国・県・市町村・交通事業者・道路管理者・公安委員会・ 県社会福祉協議会・県高等学校PTA連合会・学識経験者・ 県観光連盟・県バス協会・県タクシー協会 ○オブザーバー： JR東海、名鉄、中日本高速、県庁関係課

○地域公共交通にかかる現状と課題（主なもの） P 1 2 ~ 7 9

1 地域特性 P 1 2 ~ 2 4

(1) 少子高齢化の進行				
・生産年齢人口（15～64歳）	1,430,294人	(H7)	→	1,133,872人 (R2)
・高齢化率（65歳以上）	24.1%	(H22)	→	30.4% (R2)
(2) 自動車依存度の高さ				
・1世帯あたりの自家用車保有台数(R3)	1.553台(全国8位。全国平均1.037台)			
・全移動量に占める自動車の割合(H23)	自動車:71.4%、鉄道:5.6%、バス:1.1%、 その他:21.9%			
(3) 高齢者の免許返納の増加				
・高齢者の運転免許返納者数	5,449人	(H29)	→	6,997人 (R3)

2 公共交通の現状等 P 2 5 ~ 6 9

(1) 広域交通の状況				
ア 地方鉄道（樽見、明知、長良川、養老）				
・輸送人員	802万人	(H28)	→	621万人 (R2)
・収支率	61%	(H28)	→	65% (R2)
・県補助額（設備費）	258百万円	(H28)	→	338百万円 (R2)
イ 路線バス				
・輸送人員	2,699万人	(H28)	→	1,808万人 (R2)
・収支率	96.1%	(H28)	→	65.5% (R2)
・県補助額（運行費）	284百万円	(H28)	→	411百万円 (R2)
・県補助額（車両）	41百万円	(H28)	→	58百万円 (R2)
(2) 地域内交通の状況				
ア 市町村自主運行バス				
・導入状況	35市町村			
・収支率	14.9%	(H28)	→	9.7% (R2)
・県補助額（運行費）	295百万円	(H28)	→	333百万円 (R2)
イ 市町村の状況				
・地域公共交通計画を策定済	26市町村			
・公共交通の専任担当者なし	22市町村			
(3) 活性化への取組み状況				
ア 新技術の導入状況				
・A I オンデマンド交通の導入	4市町			
・G T F S データの整備	20市町			
イ 公共交通の利用促進策の実施				
33市町村(88施策)				